

NISA 口座開設に関する Q&A （すでに弊社へお取引口座をお持ちのお客様向け）

お手続きに関する Q&A

Q1. 記入にあたり、なにか注意するところがありますか？

A1. すべての項目を漏れなくご記入・ご捺印ください。

「提出日」やお名前の「フリガナ」も必ずご記入ください。

※法令等により、フリガナは片仮名で記入することとされています。

Q2. 非課税口座開設届出書のマイナンバーの欄の見方がわかりません。どれかに○をしますか？

A2. ○を付けていただく必要はありません。

<「非課税口座開設届出書」の「マイナンバー（個人番号）」欄の表記について>

【既に弊社へマイナンバーをご提示済みの方】

「個人番号の告知・個人番号確認書類 提示済み」と記載されています。

この場合、あらためてマイナンバーをご提示いただく必要はありません。

（そのため「個人番号届出書」用紙も同封しておりません。）

【まだ弊社へマイナンバーをご提示いただけていない方】

「別紙「個人番号届出書」にてご提出ください。」と記載されています。

この場合、マイナンバーをご提示いただく必要があります。

同封の「個人番号届出書」をあわせてご提出ください。

※NISA 口座の開設にあたっては、法令等により、マイナンバーの告知が必要とされています（既に告知済みの方を除きます。）。

Q3. 本人確認書類について「コピーはなるべく A4 サイズでお願いします。」とありますが、A4 サイズに拡大コピーして提出すればよいですか？

A3. コピーを提出することとされている本人確認書類については、原寸大で A4 サイズの紙にコピーしてください（原寸大に切り取らず、そのままご提出ください。）。

Q4. 非課税口座開設届出書の②の記入について、現在 NISA 口座を開設していない場合の「この届出書のご提出時期」はどちらにチェックをしたらよいですか？

A4. 「この届出書のご提出時期」は、NISA 口座の開設を希望される時期によりご選択ください。

<「この届出書のご提出時期」の表記について>

【「～2023 年 12 月 29 日」】

2023 年のうちに NISA 口座開設の手続きをされる場合は、こちらにチェックしていただき、12 月 29 日まで（弊社必着）にご提出ください。

2023年は現行一般NISAの口座を開設し、2024年以降は自動的に新NISAの口座が開設されます（ただし、NISA口座でお取引いただけるのは2024年1月以降となります）。

※こちらにチェックいただきましても、ご記入・添付書類漏れなどにより、2023年中に弊社で受付できない場合には、チェック箇所の修正・再提出をお願いすることがあります。

【「2024年1月4日～2024年9月30日」】

2024年1月に入ってからNISA口座開設の手続きをされる場合は、こちらにチェックしていただきご提出ください。

※2023年中に弊社に到着した場合でも、2023年中は弊社で当該書類を保管するのみとなります。

※2024年10月1日以降に提出される場合は、書類の様式が変更されますので、あらためて弊社までご請求ください。

※弊社でNISA口座でのお取引いただけるのは、税務署によるNISA口座の開設が承認されてからとなります。

制度・お取引に関するQ&A

Q1. 他の金融機関のNISA口座でユニオンファンドを購入できますか？

A1. 金融機関によって購入できる商品は異なります。

ユニオンファンドは、弊社（ユニオン投信）のみでの販売となっており、他の金融機関ではご購入いただけません。

Q2. NISA口座で購入するユニオンファンドと課税口座で購入するユニオンファンドは中身（運用）が異なるのですか？

A2. いずれの口座も購入いただくユニオンファンドは同じものです（受益権に差異はありません。）。購入される口座によって、換金（解約）時などの課税上の取扱いなどが変わります。

Q3. 未成年者はNISA口座を開設できますか？

A3. NISA口座は、口座を開設する年の1月1日において18歳以上の日本の居住者または日本に恒久的施設を有する非居住者の方のみが利用できる制度であるため、未成年の方は開設いただけません。2024年にNISA口座を開設いただけるのは、生年月日が2006年1月2日以前の方です。生年月日が2006年1月3日～2007年1月2日の方は、2025年から開設いただけることとなります（該当するお客様には、2024年10月頃に弊社からNISA口座開設のご案内をお送りする予定です。）。

Q4. NISA 口座を開設すると、これまで購入したユニオンファンドはどうなりますか？

A4. 現在、課税口座（特定口座・一般口座）で保有されているユニオンファンドは、そのまま課税口座で保有され、NISA 口座と別管理となります。

NISA 口座が開設されますと、以降（2024 年 1 月以降に限ります。）のご購入は、原則 NISA 口座での取扱いとなります。換金（解約）の際には、課税口座と NISA 口座のどちらで保有されているものを換金するのか確認させていただきます。

Q5. 現在、課税口座（特定口座・一般口座）で保有しているユニオンファンドを NISA 口座に移管することはできますか？

A5. 移管することはできません。特定口座・一般口座で保有しているものを NISA 口座に移動させたい場合には、一度換金（解約）し現金化したのち、あらためて NISA 口座で購入していただく必要があります。

なお、換金時に譲渡益が発生した場合は、当該益に課税（20.315%）がされます。

※特定口座【源泉徴収あり】を選択されている場合には、税金を差し引いたうえで、換金代金をお支払いいたします。そのため、換金で受け取られた額の全額を購入にまわす場合でも、購入額が税金分も少なくなります。

特定口座【源泉徴収なし】を選択されている場合、または一般口座の場合には、お客様ご自身で税金を納付いただくこととなりますので、換金で受け取られた額の全額を購入にまわし、後日税金の納付に必要な額が不足することのないようご注意ください。

※最短で換金から購入を行う場合であっても、申込日・約定日が異なるため、約定時に適用される基準価額に差異が生じることとなります（換金代金を購入代金にまわす場合には、同じ基準価額で約定させることはできません。）。

この Q&A は、2023 年 11 月末現在の情報に基づき、2023 年 12 月 5 日に作成しております。

今後も適宜、内容を追加・変更などさせていただく予定ですので、最新のものをご確認のうえ、ご検討・お申込みくださいますようお願いいたします。

ユニオン投信株式会社 業務管理部